

第7回三条市避難所検討委員会会議録（要点記録）

1 日 時 平成24年11月28日（水）13：30～15：00

2 場 所 三条市役所 第二庁舎 301会議室

3 出席者

（委員）

小林委員長、土田副委員長、熊倉委員、堂坂委員、長谷川委員、堀委員

※藤田委員、渋谷委員、須佐委員、李委員は欠席

（アドバイザー）

群馬大学大学院金井准教授、群馬大学大学院島研究員

（事務局）

上原防災対策室長、西澤主任、岡田主事

4 委員会記録

（1）開会にあたり、留意事項の説明（委員長）

ア 第一部「命を守る避難所」の見直しにあたり、事務局が選定基準をもとに現在の市の指定避難所について調査したので、その結果等について報告してもらおう。報告が終わったら、これについて質疑・意見交換を行う。

イ 第二部「暮らしを支える避難所」の概要について改めて確認する。事務局からの説明の後、これについて質疑・意見交換を行う。

ウ 今後の見直しに向けたスケジュールについて、事務局から説明してもらい、これについて質疑・意見交換を行う。

（2）質疑・意見交換

◇「命を守る避難所」の選定基準に基づく調査結果等※豪雨災害時避難所の選定基準に基づく調査結果（課題：その他避難所の取扱について）（事務局説明）

○堀委員

市の指定避難所である月ヶ丘特別支援学校、テクノスクール、森町小学校については、土砂災害時の選定基準にあてはめた結果、土砂災害危険箇所等に該当するため「△（積極的に選定できないが、他に施設がない場合のみ選定可）」となったが、そもそもこのような区域に公共施設があることについては疑問がある。

○金井准教授

この3か所については、市の指定避難所からははずすということだが、仮に周辺の自治会から住民が緊急的に避難する場所として使用としたいと申し入れてきた場合には、市は認めるのか。

○事務局

あくまで緊急避難場所という位置付けで使用するのであれば、選定自体を拒むものではない。

○小林委員長

この部分については、事務局案のとおりとする。

◇「命を守る避難所」の選定基準に基づく調査結果等※震災時避難所の選定基準に基づく調査結果（震災時避難所の指定から除かれる施設への対応について）（事務局説明）

○堂坂委員

四日町地区においては、第一中学校区小中一体校が完成するまでの間、震災時避難所は現在と同じと考えてよいということか。

○事務局

四日町小学校については、現在耐震性があるとは認められないため、第一中学校区小中一体校が完成するまでの間は、震災時避難所から除くことになる。

○堂坂委員

南小学校についてはどうか。

○事務局

南小学校については、震災時及び豪雨災害時に避難所として使用できる。ただし、校舎棟については耐震診断未実施のため、震災時には耐震補強済みの体育館を使用することになる。震災時の避難所として使うのは、学校の場合、基本的に体育館である。

○堂坂委員

現在の第一中学校は、豪雨災害時と震災時両方で使えるのか。

○事務局

豪雨災害時は武道場を使用し、震災時は体育館を使用する。

○堀委員

震災時に限らず避難所全般についてであるが、11月初めに新潟市の防災組織と意見交換を行ったが、その際に防災組織の方が心配されていたのは、避難所の収容人数と対象地域の実人数を把握していないことと、地域が抱える人全員を当該地区の避難所に収容できるかどうかということであった。水害時は垂直避難で対応できたとしても、震災時は住家に被害が生じることから避難所に行く人が多いと思う。避難所の収容人数と対象地域の実人数を突き合わせて確認できる資料はないか。

○事務局

そのような資料は現在持ち合わせていないが、そもそも市内すべての避難所を開設しても約10万人の市民を収容するスペースはない。大規模な震災により甚大な住家被害が市全域に及ぶといった最悪の状況下において、避難所に収容でき

ない人については、市内の民間の宿泊施設に受け入れていただき、それでも施設が足りない場合は、近隣市町村や県外の協定先に受入れていただくことになる。

○堀委員

避難所の収容人数と対象地域の実人数の比較がわかる資料がいただきたい。また、避難所の収容人員と地域が抱える実人員の関係について金井先生を始め、研究室の考えをお聞きしたい。

○事務局

資料については作成し、提供したい。

○金井准教授

人口10万を超える市で、全市民が入れる公共施設を確保するのは不可能である。震災直後は皆避難所に集まるが、一日くらい経つと自宅に帰れる人は自宅に帰るようになるため、むしろ自宅避難者にどのように情報と物資を提供するかということが問題となる。洪水時の場合は、河川堤防決壊による浸水のない地域の避難所で収容できると考えられる。

○堀委員

宮城県石巻市に行った時に、東日本大震災の後、避難所に残った人と自宅に帰った人との対立関係があったことがわかった。そのあたりの行政の対応の仕方についても検証していきたいと思う。

○金井准教授

釜石市では、津波で自宅を失い避難所で生活を余儀なくされた人と、自宅は残ったものの余震が怖くて避難所に避難してきた人が一緒に避難所生活を送っていたが、行政側が自宅に帰れる人について帰宅を促した結果、自宅に帰ったもののライフラインが止まっており、物資もなく不便を強いられたということで結局避難所に戻ってきて軋轢を生じた。釜石市だけでなく、沿岸部ではあちこちでそのようなことが起こったため、あらかじめ対応を検討しておくべきである。

○島研究員

当初より第1次・2次・その他避難所に指定されてなかった施設で、今回の選定基準に照らした結果除かれる施設の代替施設として充てられたものはあるか。

○事務局

既存の公共施設すべてについて見直し検討を行ったが、除かれる施設の代替施設については、現在避難所指定されている施設の他に充てられる施設はなかった。

○事務局

その他避難所であったものが、第2次避難所になる等はあるが、もともと避難所になっていなかった施設で新しく追加した所はない。

○土田副委員長

耐震化していない施設というのは、どのくらいの震度で倒壊するのか。

○堀委員

一概に言えないが、一般的には震度6強、7の地震が発生しても倒壊しないと言われている。

○事務局

国土交通省で出しているIS値において、0.6くらいの値を耐震性のある施設の目安としている。

○金井准教授

相対比較で考えると、耐震化してある建物としていない建物を同じ震度で揺らした結果、耐震化してある建物が倒壊せずに残っている確率が高いということである。耐震化してあるからといって、100パーセント安全なわけではない。建物が倒壊する前に、命からがら避難できるだけの時間は耐震化により確保できるとは考えてよいが、後々建物がそのままの形で残っている保証はない。

○堂坂委員

第一中学校区では、小中一体校の建設に伴い、条南小学校、四日町小学校、第一中学校がなくなってしまうが、その後の対応について市はどう考えているか。

○事務局

第一中学校区小中一体校は、現在第1次避難所に指定しているソレイユ三条に近い場所にできるため、今後は一体校を第1次避難所に指定し、ソレイユ三条は第2次避難所に指定する予定である。第一中学校については、校舎は壊すが体育館は残るため、震災時第2次避難所として指定したい。ただ、第一中学校の校舎の解体により西地区の支部・第1次避難所がなくなるため、南小学校を西地区の支部・第1次避難所に指定することを考えている。

○堂坂委員

南小学校は、豪雨災害時・震災時両方で使える避難所か。

○事務局

両方の災害に対応した避難所であり、豪雨災害時には校舎を使用し、震災時には体育館を使用することができる。

○堂坂委員

同地区においては、特に豪雨災害時の避難ルートを再考する必要がある。

○事務局

これまで避難所となっていた公共施設がなくなることへの対応として、地域におかれては、地元の民有施設を緊急避難場所を選定することにより、緊急時における住民の避難の選択肢を増やしていただきたい。

○堂坂委員

直江町や島田地区の人にとっては、南小学校は遠い避難所となる。特に足の不自由な人などは大変である。

○事務局

豪雨災害時には、第一中学校の体育館に接続している武道館については2階建てであるため避難に使用できる。

○金井准教授

小中一校建設に関連する避難所の入替え等もあるが、見直し後の避難所を市民に周知する時期はいつ頃か。

○事務局

来年6月に市民編マニュアル修正版を全戸配布することにより、周知する。

○土田副委員長

直江町の住民は、栄北小学校の方が近いのではないか。

○事務局

地図で見ると限り、遠いように感じる。

○小林委員長

この部分については、事務局案のとおりとする。今後なくなる公共施設の避難所への対応としては、地域で緊急避難場所を選定することが大切である。

◇「暮らしを支える避難所」の概要について（事務局説明）

○土田副委員長

東日本大震災では避難者の居住地区を考慮せず、避難所における避難者の班編成を行ったことが反省点として捉えられている。可能な限り、居住地区別の班編成とした方がよい。

○事務局

マニュアルを作成する際に、参考にさせていただきたい。

○堀委員

三条市では医師会と連携し、体調が悪くなった避難者を避難所で支援してもらう体制になっているか。

○事務局

三条市と医師会は協定を結んでいるが、医師会から避難所に来ていただき支援していただく形にはなっていない。

○堀委員

その辺について医師会との連携を深める必要があると考える。

○堂坂委員

班編成についてだが、なるべく日頃からの付き合いを通じて皆さんが顔をよく知っている地域の人が班に入っていた方がよい。福祉避難所については、事業所も収容人数に限りがあることから、避難所においても特別な配慮の必要な人のために区画を作って家族やボランティアによる支援を行うことができる体制について考えるべきである。また、マニュアルを作成するにあたっては、様々な事情を抱える避難者がいることを踏まえ、細かいことについても対応できるように配慮する必要がある。

○事務局

特別な配慮を要する人の支援は、まず家族が行うことが基本である。妊婦や乳幼児については、授乳の際に別室をあてがう等配慮する。

○堂坂委員

現在の避難所は、高齢者や車椅子の人に配慮したトイレになっているか。

○事務局

全部ではないが、第1次避難所では過半数で身障者対応のトイレが整備されている。

○堂坂委員

福祉政策において在宅支援を柱とするのであれば、それも考慮した地域の福祉避難所のあり方についても検討する必要がある。また、災害時には福祉避難所の関係経費について助成金等が出るか。

○事務局

どのような経費かによるが、福祉避難所の設置に係る経費については、基本的に災害救助法で措置される対象経費となる。

○金井准教授

避難した人にも積極的に避難所運営に関わっていただくということは、この「暮らしを支える」の検討の中でも重要な点であるが、災害時に支援が必要となる方については、普段から良好な近所付き合いを築くことを心掛ける中で、隣近所の人に自分の居場所や避難先等を知らせておくことが重要である。助けられる側の自助努力もあれば、支援される側も支援する方も気持ち良く対応することができる。マニュアルを作るのであれば、そういった趣旨も盛り込んだ方がよい。

○小林委員長

それでは、この部分については事務局案のとおりとする。続いて今後の見直しに向けたスケジュールについて事務局から説明してもらいたい。

◇今後の見直しに向けたスケジュールについて（事務局説明）

○小林委員長

それでは、この部分については事務局案のとおりとする。次回の開催日程について、事務局より説明してもらいたい。

○事務局

皆さんから検討いただいた内容を事務局で取りまとめ、12月14日の総務文教常任委員協議会で報告させていただき、そこで出た意見について修正を行うか否かを含め、検討委員会を開催させていただきたい。開催1月中を予定しており、詳細が決まり次第、追ってご案内する。

○小林委員長

以上で第7回避難所検討委員会を閉会する。